

金融市場NOW

「気候変動」を抑制する手段としての脱炭素

脱炭素への取り組み、向かう先は「気候変動」の抑制

- ▶ 石油大手ロイヤル・ダッチ・シェル社に二酸化炭素排出削減などを命令する判決が下される。気候変動を引き起こす原因の一つとされる温暖化ガス削減を各国企業は求められる方向へ。
- ▶ 脱炭素を経営目標に加える動きが広がる中、本来の目的である気候変動対策を意識した経営が今後重要に。

～企業に気候変動抑制への取り組みを求める判決～

- 5月26日オランダ・ハーグの裁判所は、石油大手ロイヤル・ダッチ・シェル社に対して大幅な二酸化炭素の排出削減を命令する判決を下しました。この判決により今後企業は脱炭素による気候変動対策を求められることが想定されます。
- 気候変動に関する国際的な取り組み「パリ協定」では、世界の平均気温上昇を抑制するため21世紀後半までに温暖化ガス排出量と(森林などによる)吸収量のバランスをとることが目標とされました。かつて温暖化ガスによる地球温暖化が、気候変動の原因となっているという見方に、一部で懐疑的な声もありました。しかしIPCC(気候変動に関する政府間パネル)の第5次評価報告書では「20世紀半ば以降の平均気温上昇などの気候変動は、その大部分が人類の活動による温暖化ガスの増加によってもたらされた可能性が極めて高い」としており、IPCC1.5℃特別報告書(図表1)では温暖化が世界に与える影響に言及しています。国際社会では脱炭素による温暖化ガスの排出削減が気候変動を抑制する上で重要との考え方が一般的となっていると言えます。

～ここ数年に集中する高温と自然災害～

- NOAA(米国海洋大気庁)によると、「産業革命以降の世界平均気温上昇の背景には、蓄積された熱量の大幅な増加があり、地域や季節で気温の極端な変化を引き起こし、積雪や海氷の減少、豪雨の増加などをもたらしている」としています。また、昨年は米国の歴史上5番目に平均気温の高い年であり、高温の上位5年は全て2012年以降に集中しています。2020年に起きた被害見積額が10億ドルを超える自然災害は22件で、過去最高となりました。被害見積額10億ドル以上の災害が6年連続で発生しています。2020年には、被害見積額が100億ドルを超える大型自然災害が3件発生しています(図表2)。

図表1：IPCC 1.5℃特別報告書のポイント

- 気候変動は、既に世界中の人々、生態系及び生計に影響を与えている。
- 地球温暖化を1.5℃に抑制することは(実現可能性について単純な回答はないが)不可能ではない。しかし、社会のあらゆる側面において前例のない移行が必要。
- 地球温暖化を1.5℃に抑制することは、持続可能な開発や貧困撲滅等、気候変動以外の世界的な目標とともに達成可能。

図表2：2020年の主な米国での自然災害

災害等	発生時期	被害見積額 (10億ドル)	死者(人)
ハリケーン(ローラ)	8/27	19.2	42
西部山火事	8/1	16.6	46
中部暴風雨	8/10	11.2	4
ハリケーン(サリー)	9/15	7.3	5
ハリケーン(イサイアス)	8/3	4.8	16
中部・西部干ばつ・熱波	6/1	4.5	45
ハリケーン(ゼータ)	10/28	4.4	6
南東部・東部竜巻	4/12	3.5	35

出所) 図表1は環境省「1.5℃特別報告書の概要」、図表2はNOAA資料をもとにニッセイアセットマネジメントが作成

～脱炭素、本来の目的は気候変動対策～

- 気温上昇による山火事や豪雨などの大規模な自然災害は物流、輸送などに限らず、ほぼ全ての産業に物質的被害、経済的損害を与えると想定されます。
- 国内報道でも注目を浴びる脱炭素ですが、かつては二酸化炭素の排出を少なくする低炭素が主流でした。低炭素では地球の温暖化抑制が困難との考えから、パリ協定発効以降は、二酸化炭素排出量を実質ゼロとする脱炭素という概念が主流となりました。気候変動と人類の活動の因果関係を探る研究は、継続して進められており、今後脱炭素に加えて新たな取り組みが必要となることも否定できません。各国の企業は、脱炭素に限らずその本来の目的である気候変動対策を意識した経営が、今後益々求められることが想定されます。

【当資料に関する留意点】

- 当資料は、市場環境に関する情報の提供を目的として、ニッセイアセットマネジメントが作成したものであり、特定の有価証券等の勧誘を目的とするものではありません。また、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。実際の投資等に係る最終的な決定はご自身で判断してください。
- 当資料は、信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。
- 当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料のいかなる内容も将来の市場環境等を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 当資料に投資信託のグラフ・数値等が記載される場合、それらはあくまでも過去の実績またはシミュレーションであり、将来の投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。また税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。
- 投資信託は投資する有価証券の価格の変動等により損失を生じるおそれがあります。
- 投資信託の手数料や報酬等の種類ごとの金額及びその合計額については、具体的な商品を勧誘するものではないので、表示することができません。

<設定・運用>



ニッセイアセットマネジメント株式会社

商号等：ニッセイアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者

関東財務局長（金商）第369号

加入協会：一般社団法人投資信託協会

一般社団法人日本投資顧問業協会

コールセンター 0120-762-506
9：00～17：00（土日祝日・年末年始を除く）
ホームページ <https://www.nam.co.jp/>